

大労基発 1209 第 1 号の 2
令和 3 年 12 月 9 日

団体の長 殿

大阪労働局 労働基準部長



冬季死亡災害防止強化期間について

貴団体並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年の大阪府内の労働災害による死亡者は 43 人（11 月末日現在）となり、前年同期に比べ 3 人増加しております。

本来あってはならない死亡災害を減少させることは最重要課題であり、特に、令和 4 年は第 13 次労働災害防止計画の最終年として締めくくりの年となることから、1 月から 3 月期の冬季に死亡災害を最少（10 件以下）に抑え込み、年間を通じた死亡労働災害の減少につなげることが極めて重要となっております。

また、死亡災害の内訳をみると、事故の型別では墜落・転落災害及び交通事故で全体の約半数を占めており、年齢別では墜落・転落災害、交通事故とも、60 代以上の割合が高くなっていることから、目標達成のためにはこれら災害の発生防止を図ることが重要です。

以上を踏まえ、大阪労働局では、下記の期間を「令和 4 年『冬季死亡災害防止強化期間』」として設定することとしました。

大阪労働局管内における死亡災害を防止するためには、「墜落・転落災害」の防止と「交通労働災害」の防止、そして「高年齢労働者の労働災害」の防止がポイントとなりますので、同封しました別添リーフレットを参考に、事業場の安全衛生管理体制の再確認や関係労働者への教育の充実などを通じた労働災害防止の強化を図っていただきますよう、会員事業場に対し周知をお願いします。

末筆ではありますが、貴団体並びに会員事業場の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたします。

記

実施期間：令和 4 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

なお、大阪労働局では冬季死亡災害防止強化期間中、同期間に関する動画を大阪労働局 YouTube チャンネルに配信するほか、大阪労働局ホームページ上に同封のリーフレットなどを掲載することとしておりますので、是非そちらもご覧ください。

配信先

大阪労働局 YouTube チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCMccyei1zg_iL9Yd7LP9vMQ



令和4年「冬季死亡災害防止強化期間」

～実施中～

実施期間：令和4年1月1日から3月31日まで

— 冬型の労働災害を防止しよう —

大阪府内の労働災害による死亡者数は、令和3年11月末日現在で43人（速報値）と、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年同期に比べて3人の増加となりました。（内、新型コロナウイルス感染症8人）

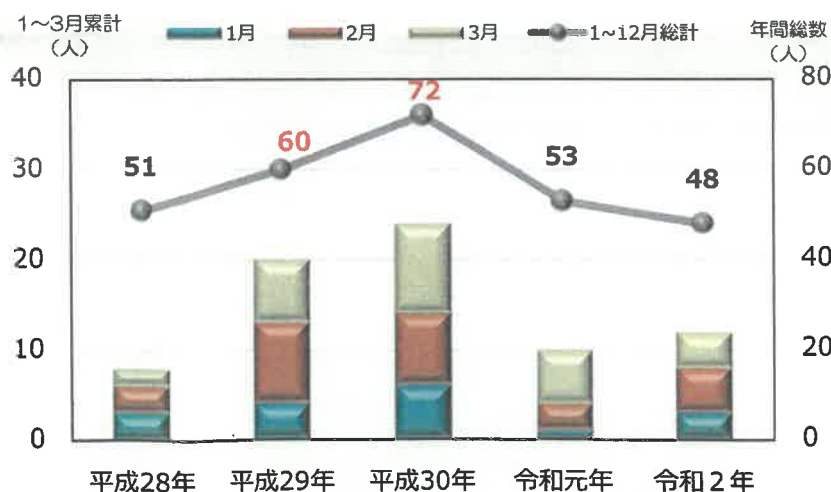
本来あってはならない死亡災害の発生件数を減少させることが重要な課題となっており、死亡災害撲滅のためには、冬季（1月から3月期）の死亡災害を最少（10人以下）に抑え、年間の死亡災害件数の減少につなげることが重要です。

また、事故の型別では、墜落・転落災害と交通事故で全体の半数近くを占めているほか、墜落・転落災害、交通事故とも60代以上の割合が高くなっています。

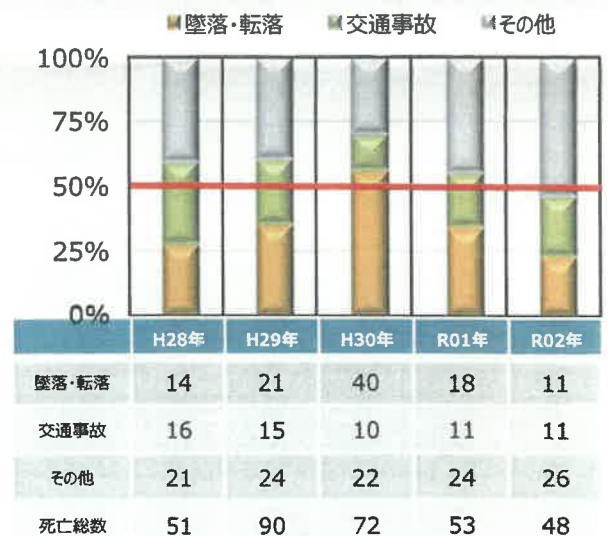
そのため、大阪労働局では、令和4年も「**冬季死亡災害防止強化期間**」を展開し、死亡災害の撲滅を目指す取組を進めます。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、リスク“ゼロ”大阪推進運動に基づく『5つの活動』に取り組むとともに、墜落・転落災害並びに交通死亡災害を防止しましょう。

冬季における死亡災害が全体に占める状況



死亡総数に対する墜落・転落災害 & 交通事故の割合

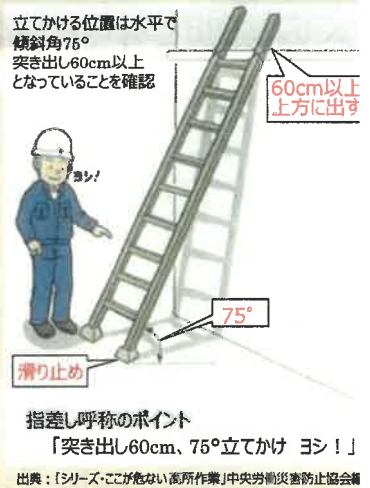


番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発生状況
1	2月	その他の建設業	男	20代	作業員	10年	建築物、構築物	鉄塔の塗装作業等を行っていたところ、地上から高さ約8.3mの鉄塔の梁から墜落した。
2	2月	その他の小売業	男	40代	作業員	34ヶ月	開口部	同僚がフォークリフトで倉庫2階に上げたロールボックスパレットの受け取り作業を行っていた際、ロールボックスパレットに積み重ねられた荷物が落ちそうになったので、手を出して荷を支えようと回り込んだところ、2階の作業床端部から足を踏み外して地面に転落した。

はしごからの墜落防止対策

はしごは、昇降するための用具であり、これに登っての作業は行わせないようにしましょう。はしご昇降時の墜落防止対策について、以下の安全対策を行きましょう。

- 1 はしごを立てかける前に、上部の棧に安全ブロックを取付け、安全带を使用できるようにすること。
- 2 はしごの上部は建築物等に固定し、下部は補助者が支えること。
- 3 安定した水平・堅土な場所に設置すること。
- 4 材料に著しい損傷、腐食等が認められるはしごは使用しない。
- 5 継いで使用しないこと。やむを得ず継いで使用する場合は次によること。
 - ①全体の長さは9m以下とすること。
 - ②継手が重ね継手の場合は、接続部において1.5m以上を重ね合わせ、2か所以上で固定すること。
 - ③継手が突合せ継手の場合は、1.5m以上の添木を用いて4か所以上で固定すること。
- 6 はしごの立てかけ角度は75度以下とすること。
- 7 はしごの先端は屋根の軒先等より60cm以上突き出すこと。



保護帽（ヘルメット）着用

1 ヘルメットのすぐれた効果

保護帽（ヘルメット）とは、労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には、「飛来・落下用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では、帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

2 ヘルメット着用のポイント

- ①「墜落時保護用」を使用すること
- ②傾けずに被ること
- ③あご紐をしっかりと、確実に締めること
- ④破損したものは使わないこと
- ⑤耐用年数を守ること

必ず保護帽を着用！



命綱GO活動

命綱GO活動とは、安全带（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われており、墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることに口を合わせ、安全带使用の徹底を図る活動です。

- 建設現場において、安全带の確実な使用を徹底するため、安全带試行訓練（作業前に安全带の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練を行う）を実施する。
- 安全带使用の重要性を再認識し、墜落危険箇所では作業員間で相互の使用の確認を徹底する。
- 作業床や手すりの設置が困難な場所での作業時に親綱等安全带取付け設備の設置を徹底する。
- 二丁掛けフルハーネス型安全带の使用を徹底する。

いのちづなつか ごうたいせついのち
命綱使ってつなGO大切な命

命綱GO活動 検索



二丁掛けフルハーネス型安全带を使用しましょう！！

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発生状況
1	1月	電気通信工事業	男	50代	電工	30年	トラック	高速道路の合流部付近において、標識等補修工事行っていたところ、工事規制区域内に侵入してきた一般通行車両（2tトラック）に追突された。
2	2月	その他の事業	男	60代	管理者	8年	乗用車、バス、バイク	軽自動車を運転していたところ、対向車線から中央分離帯を乗り越えてきた自動車に衝突された。
3	3月	一般貨物自動車運送業	男	30代	事務員	2年	乗用車、バス、バイク	営業活動ため乗用車で高速道路を走行中、渋滞の列の最後方に止まっている大型トラックに追突した。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために



二輪車に必要な配慮

二輪車運転対策

- 「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- 雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。



特に冬期に必要な配慮

視認性向上

- 他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

季節・天候対策

- 積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮（交通労働災害防止のためのガイドライン）

適正な労働時間等管理・走行管理

- 走行の開始、終了や経路についての計画を作成する。
- 早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

点呼の実施

- 病気やケガ、疲労、睡眠不足、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

荷役作業を行わせる場合

- 運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

交通労働災害防止の意識高揚

- 交通事故発生状況や道路事情などを記載した交通安全情報マップを作成し、情報共有する。
- ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- 十分な睡眠時間の必要性の理解
- 飲酒による運転への影響の理解
- 交通危険予知訓練による安全確保
- 交通安全情報マップによる実態把握

その他

- 交通労働災害防止のための管理書を選任し、目標を定める。
- 運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- 異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- 自動車の走行前に自動車を確認し、必要に応じて補修を行う。

点呼時における高齢者に配慮する事項

- 高齢者は、特に睡眠不足になっている場合が多いことからその確認に特に注意する。
- 著しい睡眠不足が認められた場合は、運転に就かせないことも含め適切な措置を行う。
- 睡眠不足の状況がしばしば認められるときは、次の事項に配慮する。
 - ① 走行計画を作成する際に、十分な休憩時間、休憩時間が確保できるようにする。
 - ② 走行計画を作成する際に、夜間の運転業務の回数等についても配慮する。
 - ③ 正常な体内時計とするための方法などについて、教育・指導する。
 - ④ 点呼等で睡眠状況の確認をより徹底する。
 - ⑤ SASIについてのスクリーニング検査を実施し、必要な場合は医師による治療を受けるように指導する。
 - ⑥ 「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の活用にも配慮する。

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

目直

リスク“ゼロ”大阪推進運動

- ◆ リスク“ゼロ”大阪推進運動は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。
- ◆ この運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現に取り組むものです。

◆ スローガン ◆ 『リスク無くして、ゼロ災害』

◆ 期間 ◆ 平成30年度から5か年

～取り組もう！ 5つの活動～

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

今日も一日ご安全に活動

高齢労働者の災害防止

近年、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にある状況を踏まえ、高齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」が開催され、就業状況、労働災害発生状況、健康・体力の状況に関する調査分析を実施するとともに、事業者及び労働者に求められる事項や国、関係団体等による支援について検討結果を踏まえ、今般新たに、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）が策定されました。

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容（概要）

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です



2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

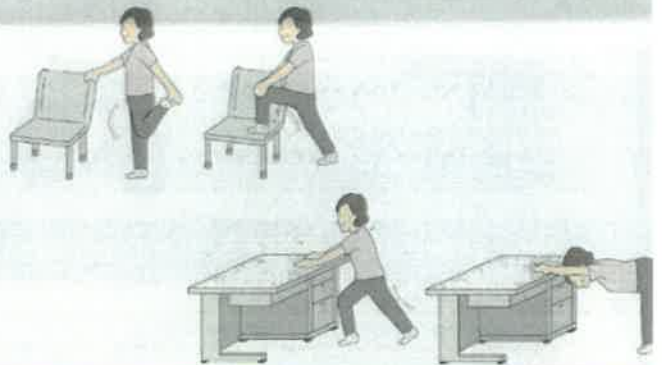
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

↓参考：ストレッチの例↓

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「高齢労働者の安全衛生対策」の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



感染拡大防止のため、引き続きコロナ対策へのご協力をお願いします！

マスクの着用・3密の回避・手洗い・消毒など、基本的な対策の徹底、会話の際にはいつでもマスクをつけて、会食の際は「静かなマスク会食」をお願いします。「感染リスクが高まる『5つの場面』」にもある懇親会や飲食の場面では、是非ご協力のほどよろしくお願いいたします。



新型コロナ対策 検索

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



2021年夏
新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止 へのご協力を
お願いします

感染リスクが高まる「5つの場面」にもある懇親会や飲食の場面では、是非ご協力のほどよろしくお願いいたします。

正しく使おう マスク!
会話時は必ず着用!

こまめにしよう 手洗い・手指消毒!

目指そう ゼロ密!

マスクなし 大声 大人数 近距離 飛沫が飛びやすい 狭い場所